

有名企業をかたる

フィッシング詐欺にご注意ください！

フィッシング詐欺とは、有名企業などを装い、電子メールを送りつけて、偽のホームページに接続させるなどにより、クレジットカード番号、暗証番号や、アカウント情報（ID、パスワードなど）といった重要な個人情報を入力させて盗み出すものです。

【相談事例】

- ◆携帯電話に宅配事業者を名乗るメールが届き、情報を入力してしまったところ、携帯電話による決済が使われたようで、電話会社から心当たりのない請求がきた。（60歳代男性）
- ◆最近切り替えたスマートフォンにクレジットカード会社をかたるメールが届き、「口座が凍結されたのでIDとパスワードを入力するように」というものだった。（70歳代男性）
- ◆携帯電話に銀行をかたるショートメッセージが届き、暗証番号の入力を求めるものだった。（70歳代女性）



クレジットカード会社、銀行や宅配事業者のほか、携帯電話会社や大手通販サイトをかたるものが多発しています。

カード番号や暗証番号などを入力してしまうと、相談事例のように、買い物の決済に使われたり、お金を引き出されたりする被害に遭うことになります。

メールや偽のホームページには有名な会社のロゴマークが使用されているなど、本物と区別が付きにくい場合もありますが、カード番号や暗証番号などの情報は絶対に入力しないようにしましょう。よくわからないときは、まずは消費者センターにご相談ください。

困ったときは、ひとりで悩まず、すぐに消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

メインキャラクターエルちゃん

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188
(イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。



消費生活
相談窓口

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



地域講座
のご案内

